

# 一般社団法人日本出版インフラセンター 出版情報登録料 課金承諾書

年 月 日

一般社団法人日本出版インフラセンター  
代表理事 相賀 昌宏 殿

当社は貴センターの出版情報登録センターを利用するに当たり、「出版情報登録センター利用規約」と「登録料のご案内」を遵守し、また出版情報登録料については貴センターの指定する事業者が課金することを承諾し、下記の通り署名・捺印いたします。

ISBN 出版者記号 (複数お持ちの場合は 全てご記入ください)	
住 所	〒
名義人 ・社名 ・代表者名	社印
ご担当者	部署名
	お名前
	電話番号
	メールアドレス
経理ご担当者	部署名
	お名前
	電話番号
	メールアドレス
取次会社等からの 請求方法(チェックし てください)	<input type="checkbox"/> 支払控除でお願いします <input type="checkbox"/> その他 ( )
取次コード(4桁) 又は取次会社名	

■ご提出は郵送にてお願いします。

〒162-0828 東京都新宿区袋町6番地 日本出版会館  
一般社団法人日本出版インフラセンター 出版情報登録センター事務局  
TEL(03)5261-0539 FAX(03)3267-2304

出版情報登録センター利用規約  
【出版情報提供者用】

出版社

2015年1月14日制定  
一般社団法人日本出版インフラセンター

第1条（規約の適用）

本規約は、「出版情報登録センター」の利用に関する、出版情報を提供する出版者（以下「提供者」という）と一般社団法人日本出版インフラセンター（以下「JPO」という）との権利義務関係を定めることを目的とし、提供者とJPOとの間の出版情報登録センターの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条（提供資格）

- (1) 提供者は、JPO 図書コード管理センターより出版者記号を取得しその義務を果たしている出版者でなければなりません。
- (2) 提供者は「出版情報登録料課金承諾書」（課金承諾書）を提出していなければなりません。

第3条（提供の申込）

出版情報の提供を希望する者は、JPO が定める「利用申込書」と「課金承諾書」に必要事項を記載し、JPO に提出しなければなりません。

第4条（提供情報の権利）

- (1) 出版情報登録センターに提供される出版情報に関する権利は、提供者から JPO に対し非独占的に利用を許諾されるものとします。
- (2) 前項の許諾には、出版情報を受信する者が販売促進を目的として当該出版情報を、自ら利用又は第三者に利用させることに関する承諾を含むものとします。

第5条（遵守事項）

提供者は、正確な出版情報を提供しなければなりません。  
また、提供した出版情報に変更が生じた場合は、速やかに変更された出版情報を提供しなければなりません。

第6条（免責事項）

JPO は、提供された出版情報により提供者または第三者が被った損害に関して、一切責任を負わないものとします。

第7条（規約の変更）

- (1) 本規約は、事前通告なしに変更する場合があります。
- (2) 本規約が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。変更表示後に提供者が出版情報の提供または変更を行った場合は、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上

# 出版情報登録センターの登録料についてのご案内

2015年1月吉日  
一般社団法人日本出版インフラセンター(JPO)

## 1. 「商品基本情報集配信料課金承諾書」の有効期限

「商品基本情報集配信料課金承諾書」に基づく商品基本情報センターの利用は2015年6月30日までとなります。

2015年7月1日より継続して出版情報登録センターを利用の場合は「出版情報登録料課金承諾書」が必要となります。

## 2. 登録料

出版情報提供者が出版情報登録センターを利用するにあたり、登録料は刊行(予定)書籍1点につき、紙およびパッケージ型の場合1,000円(消費税別)、電子書籍の場合500円(消費税別)とします。

## 3. 登録料の請求主体

登録料を請求する主体はJPOであり、「7. 支払方法」にあるように取次会社等は請求・集金業務の委託先です。

## 4. 登録料課金の継続または終了

課金対象期間は毎年1月1日から12月31日までの一年間とし、年度内に課金承諾を終了する旨の文書による申し出がない場合は、翌年度以降も自動継続するものとします。

## 5. 請求対象商品

請求対象商品は、これから発行される書籍(登録された書籍の発行(予定)日が登録日以降の書籍)、及びすでに発行されている書籍のうち、その発行日が登録日前年の1月1日以降の書籍です。

## 6. 請求対象商品の算出期間

請求対象商品の算出期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間とし、期間内に登録された商品点数に基づき請求額を確定します。

## 7. 支払方法

支払いは、毎年2月末にJPOの課金徴収業務委託先である取次会社等が、支払控除(相殺)いたします。

取次会社と取引のない出版者の支払いは、JPOまたはJPOが依頼する代行会社から1月に請求しますので、郵便振替にて直接JPO宛にお願い致します。

以上